

平成27年度 第2回

芦屋市都市景観審議会

資 料

平成27年9月8日(火)
芦 屋 市

《 資料一覧 》

【 説明事項 】

ア 芦屋市屋外広告物条例（骨子）に関するパブリックコメントの結果について・・・(1)

【 諮問事項 】

ア 芦屋市屋外広告物条例に基づく広告物等規制地域の指定について・・・(3)

イ 芦屋市屋外広告物条例に基づく電柱及び街灯を禁止物件とする地域の指定について・・・(6)

芦屋市屋外広告物条例(骨子)に関する
パブリックコメントの結果について

(説明事項)

パブリックコメントの受付において提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

パブリックコメントの期間：平成27年7月13日から平成27年8月17日まで

意見を提出された方：3名

番号	意見の概要	市の意見・考え方
1	<p>本市の現状にどんな必要性があるか、実体的な記述がない。</p> <p>市の屋外広告物に特別の不具合や不都合があるなら、まずはその実際の問題を取り上げて市民的な議論を起こせばよい。</p> <p>市内の屋外広告物について、まちなみの美観を損ねると強く思ったことはない。主観に左右されるような問題を、罰則付き条例で規制してよいのか。</p> <p>市民生活を窮屈なものにしかねない。</p>	<p>現在の条例は、兵庫県下（神戸市等を除く。）に一律に適用される規制であり、本市のまちなみや景観を特別に考慮したものではありません。このため、多くはありませんが、現在は周囲の景観への配慮に欠けている広告物も存在します。それら個々の事例を取り上げるのではなく、芦屋の景観にふさわしい屋外広告物のあり方を、条例によって全体的に規制する必要があると考えています。</p> <p>罰則等については、現在の兵庫県条例の内容を踏襲したいと考えておりますが、その適用については慎重に判断してまいります。</p> <p>現在の本市のまちなみや景観を、将来にわたって守るために、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
2	<p>県会議員、市会議員の看板やポスターが芦屋の景観を損ねている。選挙が終わったにもかかわらず、目立つ場所に置いてある。選挙が終われば、即刻取り外すことによって、落ち着いた景観に戻してほしい。</p>	<p>政治活動のための広告物（小規模及び一定期間内での掲示に限る。）、公職選挙法に基づく選挙運動のためのポスター、公共広告物等については、規制の適用除外とする予定です。</p> <p>しかしながら、適用除外となる広告物についても、景観への影響が大きいことを考慮し、関係者向けのガイドライン等を作成し、一定の配慮を依頼していく予定です。</p>
3	<p>条例施行に伴う広告物の是正に係る個人の費用負担が大きい。市としても幾らか負担をしてほしい。</p> <p>のぼり旗は重要な宣伝物であるため、景観の良いものに関しては禁止にしないほしい。</p>	<p>条例施行に伴う広告物の是正に係る補助制度については、現在検討中です。</p> <p>のぼり旗は安価で簡易に設置できますが、適正な管理が困難であるため、一定の規制を設けないと、街中に氾濫し、結果として景観を損なう可能性があります。今回の条例案では、駅前や国道沿いは設置できますが、それ以外の住宅地等では禁止とする予定です。ご理解くださいますようお願いいたします。</p>

芦屋市屋外広告物条例に基づく広告物等規制地域の指定について

(諮問事項)

芦屋市屋外広告物条例（案）抜粋

（広告物等規制地域の指定）

第7条 市長は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する必要があると認める地域又は場所を広告物等規制地域として指定することができる。

2 市長は、広告物等規制地域を指定しようとするときは、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条の表に規定する芦屋市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

芦屋市屋外広告物条例施行規則（案）抜粋

（広告物等規制地域の区分）

第4条 条例第7条第1項の広告物等規制地域は、地域又は場所の特性に応じて次のとおり区分するものとする。

- (1) 第1種地域 六甲山の緑を背景とし、優れた自然的景観を形成している地域
- (2) 第2種地域 閑静な住宅地を主体とし、良好な都市型景観を形成している地域
- (3) 第3種地域 落ち着いた店構えを有する店舗と良質な住宅が共存する多面的な景観を有する地域
- (4) 芦屋川特別地域 芦屋川沿いの良好な景観を積極的に保全し、及び育成していくべき地域
- (5) 南芦屋浜特別地域 南芦屋浜において多様性に富んだ新しい街並み景観を形成している地域
- (6) 沿道沿岸特別地域 住宅地に存する河川や幹線道路沿いに良好な通り景観を形成している地域
- (7) 広告物誘導特別地域 賑わいを演出しつつ良質な広告物の誘導を図るべき地域

屋外広告物規制区域図

(案)



西宮市

神戸市

阪急電鉄

JR東海道

阪神電鉄

国道2号

国道43号

阪神高速 神戸線

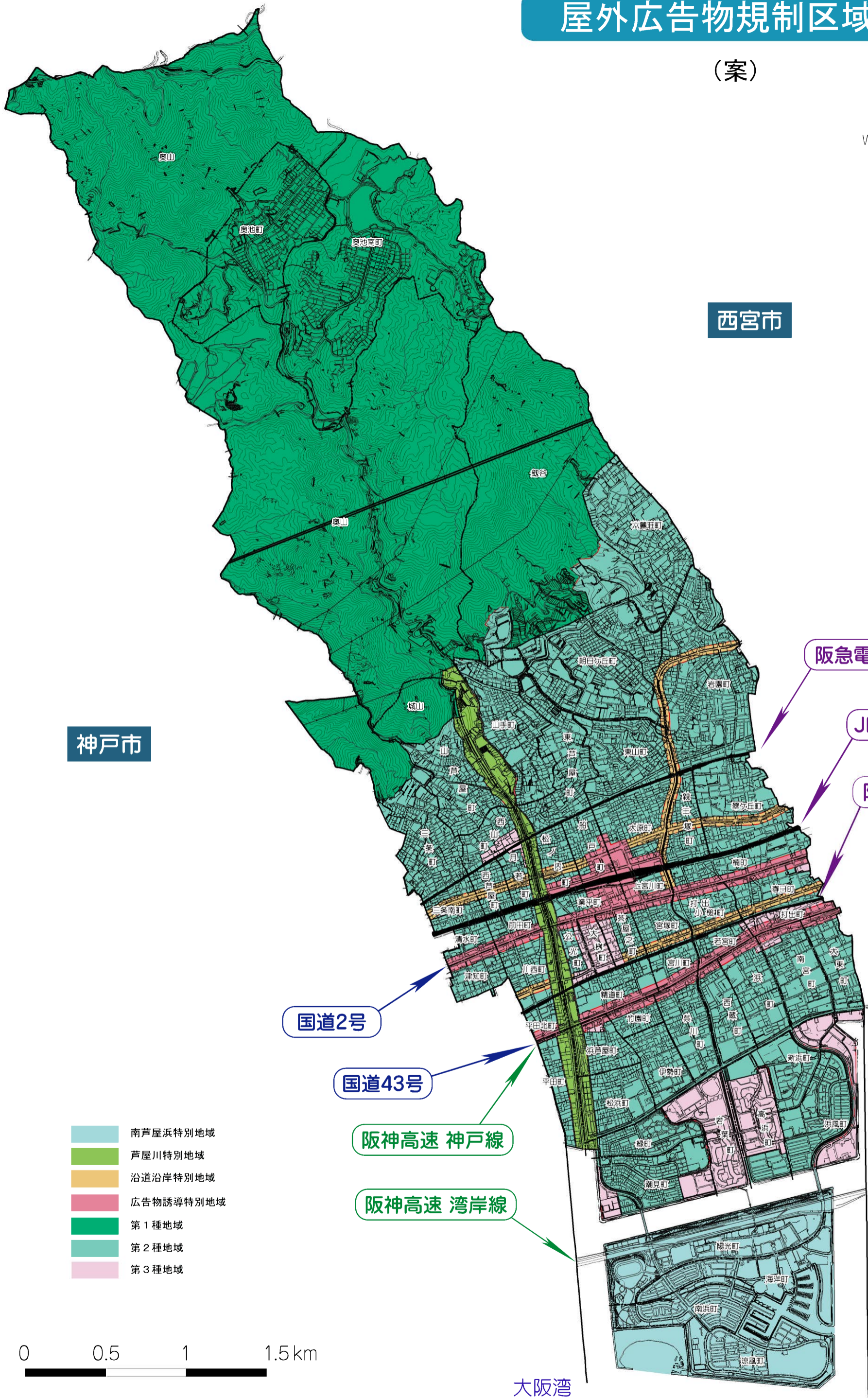
阪神高速 湾岸線

- 南芦屋浜特別地域
- 芦屋川特別地域
- 沿道沿岸特別地域
- 広告物誘導特別地域
- 第1種地域
- 第2種地域
- 第3種地域

0 0.5 1 1.5 km

大阪湾

(5)



芦屋市屋外広告物条例に基づく
電柱及び街灯を禁止物件とする地域の指定について

(諮問事項)

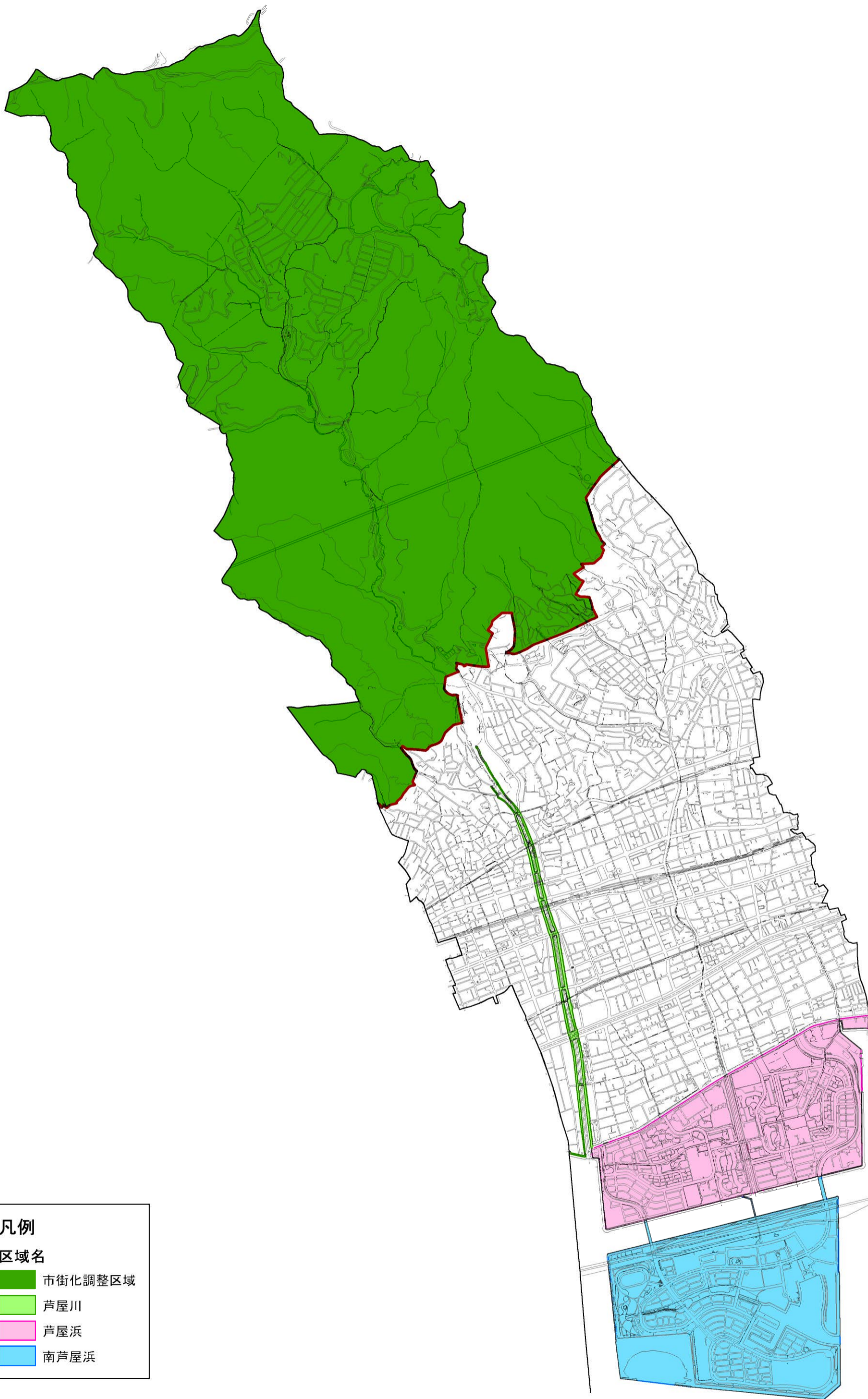
芦屋市屋外広告物条例（案）抜粋

（禁止物件）

第8条 次に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）には，広告物等を表示し，又は設置してはならない。

（6） 市長が指定する区域内にある電柱，街灯その他これらに類するもの

4 市長は，第1項第6号の区域又は同項第13号の物件を指定しようとするときは，審議会の意見を聴かなければならない。



凡例

区域名

- 市街化調整区域
- 芦屋川
- 芦屋浜
- 南芦屋浜

0 250 500 1,000 1,500 2,000 m